

西東京市子ども読書活動推進計画

2年間の成果と課題

- 第2期推進計画の策定に向けて -

報告書

平成21年3月



西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会

目 次

はじめに.....	2
西東京市子ども読書活動推進計画概要.....	3
家庭・地域における読書活動の推進.....	7
保育所（園）における読書活動の推進.....	10
児童館・学童クラブにおける読書活動の推進.....	13
学校図書館における読書活動の推進.....	17
図書館における読書活動の推進.....	25
推進計画後期の取組みについて.....	36
第2期推進計画の策定に向けて.....	44
資 料	
1 用語の解説.....	48
2 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会委員名簿.....	54
3 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会設置要綱.....	55
4 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会審議経過.....	57

は じ め に

平成 18 年 3 月に策定された「西東京市子ども読書活動推進計画」(以下「計画」)には、計画の目的を「子どもたちが自主的に読書に向かうことができるように配慮しながら、誰もがいつでも必要な本に手の届く環境を整備し、・・・『生きる力』をはぐくむこと」と記されています。この計画に基づき、平成 18 年度より家庭・地域、保育所(園)、児童館・学童クラブ(用語 1)、学校図書館および市立図書館等では、子どもの読書活動を推進するためのさまざまな取り組みを実施してきました。

この間にも子どもを取り巻く環境が大きく変化するなかで、計画の進ちょく状況はどうであったのかを把握するため、平成 19 年 11 月に「西東京市子ども読書活動推進計画検討庁内委員会」(以下「委員会」)が設置されました。委員会は、子どもの読書環境の現状、計画の成果や課題等の分析、検討を行い、その結果を「西東京市子ども読書活動推進計画検討委員会報告書」(以下、「報告書」)にまとめ、平成 20 年 3 月に教育長に報告しました。

この報告書の中で、西東京市は子どもたちの読書に対する関心が高く、子どもの読書活動を先進的に取り組んでいる地域であると評価していますが、一方で計画について、関係機関をはじめ市民への周知が十分とは言えない状況であることが大きな課題となっていると述べています。

平成 20 年 8 月、計画の進ちょく状況を確認し、今後の西東京市における子ども読書活動の推進に関する事業への取り組みについて検討するため「西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会」(以下、「懇談会」)が設置されました。懇談会は、市民代表、関係市職員等 12 名で構成され、先の報告書を検討資料として、計画の各領域にわたり進ちょく状況の確認および成果や課題について検討を行ってきました。平成 22 年度までの計画後期の取り組みについても成果や課題に基づいて検討を行いました。さらに、第 2 期の計画策定にむけて、国や都の動きをもとに、西東京市における計画策定の留意点についても触れることができました。

ここに、懇談会における検討の結果を報告します。

西東京市子ども読書活動推進計画概要

1 計画の目的

子どもたちは読書活動を通じて、楽しく言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めます。また、多くの人の考えや生き方に触れることにより、自らの視野を広げ、ものごとを深く考えることができるようになるともいわれます。さらに、必要な情報を選択して適切に活用する情報処理の能力も培われます。

この計画は、子どもたちが自主的に読書に向かうことができるように配慮しながら、誰もがいつでも必要な本に手の届く環境を整備し、子どもたちが上記のような力を身に付け、「生きる力」をはぐくむことを目的とします。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)第9条第2項の規定に基づいたものです。

この計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)および「東京都子ども読書活動推進計画」(平成15年3月)を基本とします。

この計画は、西東京市教育計画(教育プラン21)(用語2)に基づき、西東京市生涯学習推進計画(用語3)、西東京市子育て支援計画(西東京市子育て・子育てワイワイプラン)(用語4)を踏まえて策定します。

3 計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とします。計画の進ちょく状況を確認するため、組織を設置し、年度ごとに計画の見直しを行います。

4 計画策定の基本的理念

本来、読書は個人の自主的な活動です。本計画においても個人の自主性は最も尊

重され、すべての取り組みの前提となります。本計画は、0歳から18歳という心身ともに成長する世代を対象とするため、その発達段階を十分に考慮した内容となっています。

子どもたちがその発達段階にふさわしい本と楽しい出会いを経験するためには、子どもと本をつなぐ「人」、子どもが本に親しむ「時間」と「場所」が保障されなければなりません。市内のすべての子どもが読書を楽しむことができるよう、市と市民はそれぞれの立場で子どもたちの読書を支える活動を推進し、必要に応じて協働してその環境整備を進めます。

5 読書活動の年齢別の特性

(1) 乳児期（0～2歳）

身近な人の語りかけが重要です。わらべうたやあたたかい語りかけをくりかえし体験するなかで、赤ちゃんは人を信頼し、ものへ興味を示し、言葉を獲得していきます。この時期の赤ちゃんにとって、読書は、本を通じた親またはそれに準ずる人とのコミュニケーションが大きな目的です。

(2) 幼児期（3～5歳）

言葉に対する関心が高まり、物語を理解できるようになり、絵本に強い興味を示し始める時期です。本は生活の一部となり、身近な人に日常的に読んでもらう体験の積み重ねが必要です。素ばなし（用語5）も楽しめるようになり、物語の世界に入り込み想像の翼を広げる喜びを覚えます。また、しだいに知的な関心も広がり、さまざまな分野の本が好きになる頃です。

(3) 小学生期

文字を習得し、読んでもらう喜びだけでなく、自分で自由に本を読む喜びを知っていく時期です。読書を通して、知識の獲得だけでなく、さまざまな人や考えに触れ、自分の世界を膨らませていけるよう身近に関わる大人たちの適切な働きかけが必要です。この時期に、調べ学習（用語6）のように目的を持った読書体験を積み重ね、本を資料として活用する方法を身につけることは、生涯の糧となります。自主的、主体的読書の習慣を身につけていく大切な時期です。

(4) 中学・高校生期

中学生になる頃には、自分について考えたり、友だちや身近な大人に対して、それまでとは違う視点を持つようになります。本に対しても作者の作風や考え方

によって、好みの作家やジャンルがはっきりしてきます。本を読むことが個人的な悩みや問題を克服するきっかけになることもあり、自分の興味・関心のある分野では、大人と同じように専門的な知識や情報を求めるようになります。一方、大人が薦めたい本と自分で読みたい本が違う時期でもあります。行動範囲が広がり、いろいろなところで本や雑誌を手に入れることもできます。読む本の内容・量ともに個人差が大きくなり、大人の読書に近づいていきます。

6 読書活動推進のための基本方針

(1) 子どもと本の出会いの場を子どもの身近なところで数多く設定します。

特に乳幼児期から小学生期にかけては、子どもが出かけやすい場所で、本と出会えることが大切です。子どもが本を読むことの楽しさを自ら発見できるよう、身近な場所に子どもの成長・発達段階に合った適切な本が自由に選べる環境を整備していきます。市立図書館を中心に蔵書を整備し、団体貸出し（用語 7）などの制度も活用して児童館や学校・保育所（園）・幼稚園などの関係機関、市民団体・グループの子どもの読書活動を支援します。

(2) 学校図書館（用語 8）の一層の活用をはかります。

自主的、主体的読書の習慣を身につけていく上で学齢期は特に大切です。この時期の学校図書館の働きかけは、子どもが本を身近に感じ、主体的な学習に活用していくために重要な役割をもっています。この役割を実現するには、市立図書館との連携をさらに強め、資料の整備を図り、司書教諭（用語 9）を中心に、学校図書館専門員（用語 10）の高い専門性を活用しながら学校全体で子ども読書活動を推進する計画・体制を作り実行していきます。

(3) 子ども読書に関わる諸機関や市民団体・ボランティアの連携を進めます。

子どもの自主的な読書の間と機会を広げるために、家庭・地域社会における諸機関（市の子育て支援部子ども家庭支援センター等行政機関・児童館・幼稚園・保育所（園）・公民館等）、市民団体（子ども文庫（用語 11）・おはなしや児童書の勉強会・学校での読み聞かせグループ（用語 12））などのネットワーク作りを支援し、協力して活動を展開します。この連携にあたって、市立図書館が情報と人の交流の場となり、資料の提供や助言など具体的な活動支援を行います。

(4) 子ども読書について大人への啓発と支援を行います。

図書館・学校などで、保護者をはじめ子どもと身近に関わる大人に対し、子ど

もの読書に関する学習の機会を提供し、読書相談などの支援に努めます。とりわけ乳幼児の保護者や保育者など、まだ一人で本を読めない子どもに関わる大人には、子どもの読書の大切さと大人の果たす役割を理解して取り組めるよう、十分な支援を行います。

家庭・地域における読書活動の推進

基本方針： 家庭・地域における子ども読書活動の課題解決のため、子どもと本をつなぐ、さまざまな地域活動を支援し、その連携に協力します。

施策 - 1 / 情報提供

(1) 施策内容

子どもの読書に関わる市民団体の活動内容・関連情報を把握し、必要に応じて情報を提供します。

(2) 現状と成果

市の広報（「西東京市報」や「公民館だより」など）のほか、公民館や図書館内のポスター・チラシなどでお知らせしています。

図書館で一緒に活動している他のボランティア団体についての案内や情報を、図書館職員からお知らせしています。

図書館が利用者の要求に応じて、地域ボランティアの活動内容や情報を提供しています。

(3) 課題

図書館のおはなしボランティアの名称・役割・立場・目的・関係について理念的な基準となるものがが必要です。

図書館を中心に、市民へ必要に応じて情報を提供していくことが必要です。

施策 - 2 / 連携・協力

(1) 施策内容

市民団体の経験や人材を生かし、家庭・地域における読書活動の推進のために一層の連携・協力を進めます。

(2) 現状と成果

図書館では、読書活動をおこなう地域ボランティアに対して、団体貸出しを行っています。

活動団体で講演会や講座を実施する際、図書館が共催・支援・後援などのサポートをして、会場の確保・広報・資料の提供等の協力を行っています。

(3) 課題

図書館で行なう団体貸出しにおいて、人気の本や話題の本に集中し、在庫のない

状態が多くあります。お互いの情報交換などにより、購入・複本化などを行っていく必要があります。

施策 - 3 / 子どもの読書に関わる市民団体

(1) 施策内容

市民団体のネットワーク化に協力します。

(2) 現状と成果

「西東京市小学校保護者による読み聞かせ交流会（用語 13）」を実施した際に、図書館が協力をしています。

(3) 課題

上記支援に関しては、参加者の方々に好評なので、今後も継続していきます。このほかにも、市内団体のネットワーク化に対しては支援していく必要があります。

施策 - 4 / ボランティアの育成

(1) 施策内容

読書活動を支援するボランティア育成講座等を実施します。

(2) 現状と成果

地域ボランティアとして活動されている方を講師とした「おはなし」（ストーリーテリング）の講座の支援をしました。

地域ボランティアとして活動されている方を講師とした読み聞かせ講座を行いました。

平成 19 年度図書館主催で読み聞かせボランティア講座を行い、平成 20 年度にはフォローアップ研修（2 回）を実施しました。

(3) 課題

図書館は、ボランティアが長期的・継続的に活動できる場所を計画的に提供できるようにすることが必要です。

育成講座実施後のフォローアップが重要です。

施策 - 5 / 出前講座

(1) 施策内容

図書館による、ボランティア活動のための相談や本の紹介等の出前講座を充実し P R します。

(2) 現状と成果-

子どもの本に関する大人の勉強会 2 団体に対して、新刊紹介やブックトーク(用語 14)を定期的に行っています。

そのほか小学校の保護者に対してなど依頼に応じて行っています。

(3) 課題

P R に努める必要があります。

講座終了後の反応がほとんど見えないのが課題です。成果について把握に努める必要があります。

保育所（園）における読書活動の推進

基本方針： 乳幼児にとって大好きな大人から絵本を読んでもらうということは、あたたかい心の交流とともに情緒の安定があり、大きな喜びです。

保護者にとっても子どもと喜びを共有することで育児の活力や楽しみともなります。そのような機会と場を多く提供し、絵本に親しめる環境を整え、家庭や地域にも働きかけ連携しながら子どもの読書活動を支援します。

施策 - 1 / 読書環境

(1) 施策内容

子どもが本に出会い親しむ機会を多くします。

環境整備

図書の充実、絵本の広場やコーナーの設置、読み聞かせや相談できる人の配置を整えます。

家庭への働きかけ

本の貸し出しの充実を行い、保護者に絵本の魅力、本の楽しさを体験してもらい、家庭での読書活動を支援します。

(2) 現状と成果

環境整備

ア 新しい本の購入費の予算割合が園ごとにばらつきがあり、図書の充実が図られている所とそうでない所があります。

イ 各園、クラスの室内、ホールや玄関に絵本のコーナーを設置しています。

ウ 読み聞かせは主に担任がしていますが、専門の相談者は配置できていないのが現状です。

家庭への働きかけ

ア 15 園のうち 12 園が在園児の保護者に対して本の貸し出しを行っています。

そのうち 3 園が保護者以外の地域住民に向けても貸し出しを行っています。

イ 園便り、絵本便りなどで絵本の紹介をしている園もあります。

(3) 課題

環境整備

ア 図書の充実がはかられているかどうか全園で共通理解を深めていきます。

イ 絵本などに関する相談の担当者を決めていきます。

家庭への働きかけ

全園で貸し出しを行うようにしていきます。

施策 - 2 / 職員研修

(1) 施策内容

保育士やそれぞれの機関の職員に読書活動を進めるための知識、情報、提供の仕方などの研修を行います。

(2) 現状と成果

読書活動を進めるための研修を園独自で行っている所もあるが極めて少ないのが現状です。

(3) 課題

読書活動推進計画の必要性をそれぞれの保育士が認識し、その上で研修計画を立てていきます。

施策 - 3 / 広報活動

(1) 施策内容

園だよりで園の取り組みや地域の関連行事などを紹介します。

市報で園の地域公開行事を紹介することを検討します。

(2) 現状と成果

園便りで園の取り組みを紹介することはしていますが、地域の関連行事などの紹介までにはいたっていません。また市報の活用もまだできていません。

(3) 課題

地域で活動している人たちとの情報交換から始める必要があります。市報の活用も課題です。

施策 - 4 / 体験

(1) 施策内容

園児や保護者に子ども文庫の紹介をし、保育活動の中では、図書館訪問の機会を増やすことなどを検討します。

(2) 現状と成果

文庫の紹介は 15 園のうち 8 園が行っています。図書館の団体貸出し登録は 13 園がしています。80%以上の保育園が活発に図書館を利用しています。

(3) 課題

地域の文庫とも連携を深めていき、その上で文庫の紹介をふやしていきます。
全園で図書館を利用していきます。

施策 - 5 / 地域への働きかけ

(1) 施策内容

園庭開放や地域交流時に、乳幼児や保護者に対して読み聞かせを行うなど、子どもの本や読書についての啓発活動を行います。

(2) 現状と成果

基幹型保育園(用語 15)での地域子育てセンターが3箇所になったので、地域にむけての啓発活動は充実してきています。又各園においても地域向けの催しが増えてきています。

(3) 課題

各園の地域交流事業において、さらに意識的に子どもの本や読書についての啓発活動を増やしていきます。

児童館・学童クラブにおける読書活動の推進

基本方針： 地域で児童の健全育成を図る子どもたちの活動拠点として、子どもたちが豊かな感性と知性を育めるように、乳幼児期から本と出会って関心を持てるように支援します。

施策 - 1 / 環境整備

(1) 施策内容

身近な公共の施設として本と出会える環境整備と充実をめざします。

地域の子育ての拠点として、気軽に使える育児関係の本を提供し、たくさんの絵本に出会える機会をつくれます。

今後はますます図書室の図書の充実を図書館と連携（絵本の読み聞かせ・団体貸出し図書等）して推進します。

(2) 現状と成果

育児関係の本は、児童館全館に備えてあり、全ての児童館で本の貸出も行っています。また、絵本に出会える機会作りについては、図書館の団体貸出しを利用したり、本を購入して蔵書の充実に努めています。

絵本の読み聞かせは、職員自身が幼児活動の中で行ったり、地域の人材を活用して行っている児童館も少なくありません。また、団体貸出しの利用については、多くの児童館が利用しています。

(3) 課題

絵本に出会える機会作りとして、職員自身が定期的に幼児活動の中で絵本や紙芝居の読み聞かせをする機会を設ける必要があります。

幼児専用ルームなどに絵本を配置するだけでなく、紹介をするなど、よりいっそうの工夫が必要です。

児童館によって団体貸出しの利用頻度が異なるので、利用回数の少ない児童館はより積極的に図書館と連携して利用する必要があります。

幼児のたよりに本の紹介を載せるなどして、保護者にもわが子への読み聞かせをするように啓発します。

施策 - 2 / 図書室の整備

(1) 施策内容

図書室を、より本に親しみやすい読書スペースとして整備します。読書意欲を促進するために、本の紹介や図書室の雰囲気作りを工夫します。

(2) 現状と成果

図書室は、テーマごとに本が分かれ、マットが敷かれていたり、椅子やテーブルなどが配置されて、すぐ本を手にとって読めるよう整備されています。

その他の工夫点として、本に登場するキャラクターのぬいぐるみを飾る、子どもが取りやすい高さに本を配置する、などが挙げられます。

学校の宿題の相談や子どもたちの疑問に答えるために子どもといっしょに本を探す相談もしています。

(3) 課題

現状では本の紹介を十分に行っていない児童館もあるので、より積極的に実施するとともに、読書意欲を促進させるために蔵書を積極的にそろえる取り組みについても検討の必要があります。

施策 - 3 / 本の整備と活用

(1) 施策内容

遊びの場として、遊びの本や行事等と関連した本の紹介をし、充実に努めます。

(2) 現状と成果

スポーツ関係・こま・折り紙・季節行事・手遊び・なぞなぞ・クッキング・工作など、遊び等の参考になるように、多種多様な遊びや行事の本を全ての児童館で整備しています。

(3) 課題

整備はされていて、貸し出しもしています。本の紹介をより積極的に実施し、遊びを提供できる場としてよりいっそうのPRと充実を図る必要があります。

施策 - 4 / 読み聞かせ

(1) 施策内容

本の楽しさを知ってもらうために読み聞かせ活動を行い、子どもや保護者の読書への関心を高めます。

(2) 現状と成果

読み聞かせのイベントは、全ての児童館で職員が幼児活動の中で行い、地域の人材を活用しています。児童館では幼児から小学生を対象としています。図書館と併設の児童館では共催でおはなし会(用語 16)を開催しています。

また、学童クラブでは、帰りの会のみでなく一日保育の休息時に読み聞かせを行っている施設もあります。

(3) 課題

読み聞かせイベントの開催数が、児童館によって異なります。回数の少ない児童館は、より積極的に読み聞かせイベントを企画し、特に幼児をはじめとして本への関心を高めさせる必要があります。

また、職員自身も本に日頃から関心を持ち、研修などを受けていくことも検討する必要があります。

施策 - 5 / 人材活用

(1) 施策内容

地域の人材を活用した読書活動を充実させます。

(2) 現状と成果

地域の素ばなしの会の方や、読み聞かせサークルの方などにボランティアで協力していただくなど、地域の人材を活用している児童館も少なくありません。

全ての児童館で地域の保護者から本の寄贈を受けていて、蔵書の支援をいただいています。

(3) 課題

協力していただいている地域の人材団体が限られているので、より多くの人材を活用できるように図書館と連携して人材発掘に努める必要があります。

施策 - 6 / 学童クラブの蔵書の充実

(1) 施策内容

児童館に併設されていない学童クラブについては、子どもが本を読みたい時にいつでも読むことのできる環境を整えます。そのために、図書館と連携して蔵書の充実を図ります。

(2) 現状と成果

児童館に併設されていない学童クラブでは、図書スペースで子どもたちが本を読んだり、職員や子どもたち自身が読み聞かせをしているだけでなく、地域の人材を活用しておはなし会をしている施設もあります。多くの施設では図書館の団体貸出し図書を利用しています。

(3) 課題

児童館と併設の学童クラブと比較すると、蔵書数が少ないので、図書館の団体貸出し図書を利用していく必要があります。また、本の読み聞かせ活動を充実させる努力もさらに必要であり、地域の人材にも広く目を向けていくことも課題です。

学校図書館における読書活動の推進

基本方針： 東京都の子ども読書活動推進計画では「学校においては、子ども一人一人が、読書の楽しさを味わい、調べ学習において目的をもって読書を行うことにより、読書のよさを体験し、生涯にわたって読書をしていけるようにすることが大切である。」としています。

学校図書館は、読書活動により、想像力を広げ、思考力を高め、生涯学習における自己教育力をはぐくむ場所です。児童・生徒が、自由に、楽しく利用できる学校図書館を作り、児童・生徒の読書活動が活発に行われる学校図書館をめざしていきます。

施策 - 1 / 図書館の充実

(1) 施策内容

蔵書数、蔵書内容の充実

児童・生徒の、「図書館へ行けば目的の本があるかな、楽しい本があるかな」という期待に応えられるように、年間指導計画をもとに、図書購入を計画的に行います。

施設設備の充実

児童・生徒が図書館へ来たとき、楽しかった、また行きたいという気持ちになるよう整備に努めます。

ア コンピュータによる総合的な蔵書管理システム(用語 17)が、より使いやすいものになるよう利用の仕方を工夫していきます。また、より使いやすいシステム作りとオンライン化を検討します。

イ 読み聞かせコーナーや学習コーナーなどの楽しく利用できる工夫をしています。

ウ 机椅子、書架、掲示板などの環境を整備し、気持ちよい環境作りに努めます。

(2) 現状と成果

蔵書数、蔵書内容の充実

ア 蔵書数は、市内全小・中学校の6割が「学校図書館図書標準数」(用語 18)を達成しています。残りの4割の学校が75%以上の達成率となっており、学校図書館における図書資料は充実しています。

イ 調べ学習等で必要となる資料については、校内の資料で対応ができるよう、

年間指導計画に基づいて計画的に図書の購入を行っています。

ウ 学校図書館専門員は、国語、社会、総合、生活科、英語、理科などについて「教科書参考資料リスト」を作成し、学習指導で必要となる資料について司書教諭や図書館担当教員と共通理解を図りながら蔵書内容を充実させています。

施設設備の充実

ア 蔵書管理システムは、システムの質的な向上を図りながら市内全小・中学校への配備が完了しています。

イ オンライン化により、学校間での図書資料の相互貸借や市立図書館からの団体貸出しが効率的に行われるようになり、課題であった図書資料の搬送も可能になりました。また、児童・生徒への貸し出しや授業で使用するための資料準備の時間が削減され、図書資料の有効活用が図られています。

ウ 平成 19 年度から蔵書管理システムにより「蔵書点検」を実施し、図書資料の管理の徹底が図られるようになりました。また、点検を行うことにより、児童・生徒や教職員の蔵書管理に対する意識が改善されてきています。

エ 各学校の学校図書館の施設・設備条件等に合わせて、読み聞かせコーナーや参考図書コーナー、学習コーナーなどのスペースを設置し、機能的で効果的な学習・読書環境を整備しています。また、季節掲示や推薦図書展示、書架配置等を工夫し、明るい雰囲気を読書意欲を喚起する学校図書館となるよう、様々な方策を講じています。

オ 学校図書館の書架を、展示架としたり両面展示にしたりして、様々な図書資料に出会い、目に触れることができるように工夫しています。また、児童・生徒の目線で本を選び、手に取ることができるように書架の高さや配置にも配慮しています。

カ 学校図書館の掲示板は、季節や学習内容の適時性、読書週間や読書旬間等に合わせた掲示を行い、読書意欲を喚起しています。

(3) 課題

蔵書数、蔵書内容の充実

ア 学校選択制（用語 19）の影響などにより、一部の学校では、児童・生徒数の急増等の状況が発生し、「学校図書館図書標準数」に達していない現状があります。

イ 学校図書館が、学習・情報センターとしての役割を果たすためには、必要な図書資料を備えておくことが求められます。しかし、配当予算等の都合もあり、消耗の激しい図書の買い替えが行えない、読み物としての図書資料の充実が十

分に行えない、などの現状もみられます。

施設設備の充実

ア 蔵書管理システムについては、借り手の照会を迅速に行ったり、検索時間を短縮したりするシステムとなるよう、本来の目的である学校図書館業務の効率化が図られるよう改善を図っていく必要があります。

イ 自由な雰囲気で読書ができるコーナーを設置したり、机・椅子の配置を工夫したりすることにより、児童・生徒が本に親しみ、効果的に学習が進められるよう更に工夫していきます。

ウ 作り付けの書架については、棚が可動式でないために本の配架または排架に困難が生じ、空間の活用を十分に図ることができない、学校図書館図書標準の蔵書冊数を収容できないなどの状況にある学校もあり、改善が必要です。

エ 学校によっては、学校図書館の構造上の理由により図書館を二分割せざるを得ない、館内の見通しが悪いなどの状況が発生しています。指導者や管理者が十分に目を行き届かせることができるような工夫が必要な学校もあります。

施策 - 2 / 読書指導の充実

(1) 施策内容

読書時間の確保

児童・生徒にとって、本が読めるから楽しいという時間を確保していくこと、また、すぐ手にとることのできる場所に本があり、日常の中でも、いつでも本を読める環境を作っていくことで、本と出会う時間の確保に努めます。

ア 朝読書、業間読書など一斉読書（読書週間、旬間、月間などに設定し行うことも考えられる。）の時間を利用し読書の習慣化を図っていきます。

イ 市立図書館からの団体貸出しの利用や図書を集めるなど工夫し、いつでも身近に本を手にすることができるよう学級文庫を充実させていきます。

各教科、道徳、特別活動（用語 20）及び総合的な学習の時間（用語 21）における学校図書館の利用

読書センター、学習情報センターとして、児童・生徒が使いやすい学校図書館となるよう努めます。

ア 学校図書館利用指導計画を作成し、計画的に活用するよう努めます。また、市立図書館の利用も進めます。

イ 市立図書館や他校と連携し、学習資料の充実を図ります。

教職員の共通理解と読書指導の研修

児童・生徒の身近にいる教職員が、本の楽しさを伝える人となれるように研修に努めます。

ア 教職員の図書館利用の共通理解を図り、全職員で取り組める体制作りに努力します。

イ 小学校における市教育研究会図書館部会では、「豊かな読書生活をめざして」のテーマで研修をし、全学校へ研究成果を広げていきます。

ウ 司書教諭と学校図書館専門員及び学校の図書担当教員を対象とした研修を充実します。

図書委員会の活動の充実

児童・生徒がお互いに、本について話し合えるように、児童・生徒による活動の活発化に努めます。

読書集会、委員会だよりなどの活動を通して、読書活動の楽しさを伝えます。

(2) 現状と成果

読書時間の確保

ア 市内の8割の小・中学校で、朝読書や、授業以外の時間を利用した読書活動を全校一斉に実施し、読書の習慣化を図っています。

イ 中学校では、「読書会」や「詩の朗読会」などを開催し、課題図書を読ませることで読書の幅を広げたり、読書の楽しさを伝えたりする取り組みを行っています。

ウ 小学校では、朝や放課後の時間を活用して、保護者・地域のボランティアによる読み聞かせやお話を定期的に開催し、本と出会う取り組みを精力的に行うように努めています。

エ 市内小・中学校の全校で、市立図書館からの団体貸出しを利用し、学校図書館にない図書資料の補完に努めています。

オ 希望のある学級には、団体貸出しや重複本、寄贈本、新刊本などで学級文庫を設置し、本の入れ替えも行っています。

学校図書館の利用

ア 児童・生徒が自主的に図書館を利用できるように、ビデオ学習やワーク・シートなどを導入し、調べ学習のスキルを高めるようになってきました。

イ 学校図書館専門員は、教員の要請に応じて授業に参加し、児童・生徒のレファレンス（用語 22）対応を行ったり、ブックリストを作成したりして授業への支

援を行っています。

ウ レファレンス活動を通して、市立図書館と連携し図書貸出利用を進めています。

エ 公共図書館を身近に感じ、利用促進を図るよう図書館見学を行っている小学校もあります。

オ 蔵書管理システムを有効に活用し、市立図書館や他校と連携し、調べ学習の本や資料の幅を広げるようにしています。

カ 小中連携の一環として、中学校が近隣の小学校に読み聞かせを行うなどの活動も行っています。

教職員の共通理解と読書指導の研修

ア 教員による「おすすめ本」リストを発行することで、教員自身が本の楽しさを伝える役割があることについての認識を高めていきます。

イ 学習内容に関連のある図書を一覧にまとめた「教科書参考資料リスト」を作成し、関係教員全員に配布しています。教科によっては、市の教育研究会で学校図書館専門員がブックトークで本の紹介を行いました。

ウ 新刊本の紹介やブックトークの実技研修、授業研究、読書感想文の選定等を行っています。また、公共図書館との交流を図り、公共図書館司書の方が講師となり「子どもの読書傾向とおすすめの本」の研修なども行いました。

エ 教育委員会主催による、年2回の司書教諭及び図書担当教職員並びに学校図書館専門員を対象とした研修会を開催しています。学校図書館における選書や校内の連携の在り方等についての講演を行っています。講師や研修内容については、教職員の希望も取り入れています。

図書委員会の活動の充実

ア 全校児童向けに図書集会を開催し、推薦図書の紹介や読み聞かせなどを行っています。

イ 読書標語や推薦図書などを印刷した「しおり」を作成し、日常的に本の話題がでるように努めている学校が増えてきました。また、推薦図書を紹介する冊子を作成し、貸し出しが活発化している学校も多くあります。

ウ 小学校では、読書行事のポスターを作成したり、委員会新聞や壁新聞などを発行したりして、読書活動の楽しさを積極的に伝えています。

エ 中学校では、委員会の「おすすめ本」の冊子を作成したり、「ブックトークの会」や「読書会」を開催したり、他校との交流によって読書活動の楽しさを体

験させる取組みを行ったりし、生徒主体となって委員会活動の範囲を広げています。

オ 学級文庫の選書や管理・運営を委員会に任せることで、委員としての自覚を高めている中学校もあります。

(3) 課題

読書時間の確保

ア 読書の習慣化については、読書を継続的に行う目的や価値、読む本の内容や選書などについて、教職員の共通認識を図りながら全校体制で取り組む必要があります。

イ クラスでの団体貸出し本の管理や貸し出しについては、紛失・破損等の事故がおきないように工夫が必要です。

学校図書館の利用

ア 読書量が減少する傾向にある小学校高学年や中学生の読書指導については、実態の把握や分析を行い、司書教諭や学校図書館担当教員、学校図書館専門員と共に読書に対する興味・関心を高めるための方策について具体的に検討していく必要があります。

イ 小学校の高学年や中学生は、地域の図書館利用も多いため、情報交換の必要もあります。

ウ 学校間貸借については、物流の方法について検討の必要があります。

教職員の共通理解と読書指導の研修

ア 司書教諭と学校図書館専門員との協力関係を更に充実させ、教職員の共通理解をさらに高めていきます。

イ 中学校には、図書館部会がないため、市内全体で取り組む方策を検討する必要があります。

ウ 研修会の内容を、校内に還元していくように努めます。

図書委員の活動の充実

月1回の委員会活動という限られた活動時間の中で、日常の当番活動と月ごとの委員会活動とを関連させながら、更に工夫して取り組む必要があります。

施策 - 3 / 学校図書館利用の充実のための人的配置

(1) 施策内容

生活の中で、いつでもどこでも本と結びつくことがあるということに気づかせる

ことが、学校図書館の役割です。児童・生徒の生活の中に、本が生かされていくように努めます。

司書教諭と学校図書館専門員との連携等により子どもたちに利用しやすい学校図書館を目指します。

小学校においては、読み聞かせやお話会のボランティアを保護者や地域の方に協力してもらい、子どもたちに本の楽しさを伝えるよう努めます。

(2) 現状と成果

司書教諭と学校図書館専門員の連携

ア ほとんどの学校で、司書教諭や図書担当教員が中心となり、授業時間における学校図書館利用を促したり、図書資料の提供や学級文庫などの設置を行っています。

イ 学校図書館専門員は、司書教諭や図書担当教員と情報交換しながら、推薦図書の紹介、読書活動啓発資料の発行、季節展示などを行い、児童・生徒の読書傾向を広げています。

ウ 小学校・中学校ともに「必読図書」を選定したり、リストの作成をしたりする学校が増えてきています。また、学年・教科のみならず保健指導や給食指導と関連付けての企画や、「読書会」「詩の朗読会」などの開催等、読書の意義や楽しさを伝える様々な取組みを積極的に行っています。

保護者や地域の協力

小学校では約 80%が、定期的なお話会や読み聞かせの会を開催しています。

(3) 課題

司書教諭と学校図書館専門員の連携

小学校高学年や中学生の読書については、読書傾向を把握し、市立図書館とも情報交換を行いながら、児童・生徒に提供すべき図書の内容について検討していく必要があります。

保護者や地域の協力

児童・生徒に提供すべき図書の内容について、司書教諭とボランティアとの情報交換を行い、児童・生徒の発達段階や興味・関心等の実態に応じた適切な図書を選定する必要があります。

施策 - 4 / 家庭への啓発

(1) 施策内容

保護者会や、図書館だよりなどで読書の意義を説明し、子どもが本に親しむ機会を作るように働きかけていきます。

(2) 現状と成果

ア 個人面談や保護者会等の機会に、読書の必要性を話題にして話し合ったり、読書記録カードを基に家庭での親子読書と呼びかけたり、記録カードに感想や意見等を書く欄を設けて家庭での読書活動の啓発を行ったりしている学校が増加しています。

イ すべての学校において、「図書室だより」を定期的に発行し、学校での読書活動にかかわる取組みを周知したり、家庭での読書活動を促進したりしています。

(3) 課題

中学校の一部では、読書時間や読書冊数等について定期的に生活実態調査を実施し、生徒各自が積極的に読書活動を行うよう促したり、実態に応じた指導を行ったりすることを検討しています。

図書館における読書活動の推進

基本方針

1 ゆりかごからヤングアダルト（YA）まで

図書館は、0歳から18歳の子どもとその保護者も含めた利用者の多様な要求や希望にそった読書環境の整備をします。

2 子どもの読書活動推進の拠点としての図書館

図書館は、読書活動推進の拠点として、保護者・学校・地域・行政機関と連携し、子どもたちにとってよりよい読書環境ができるように努力します。

3 資料収集

「生きる力」をはぐくむための読書環境を整えるために、西東京市図書館資料収集基準（用語23）に基づき、児童書・YA資料の収集と充実を目指します。

4 「待つ」図書館から「行く」図書館へ

図書館職員は、利用者を「待つ」だけではなく、読書活動の場へでかけて「行く」ことによって、その推進をはかり、同時に図書館のPR活動も実施します。

施策 - 1 / 乳幼児へのサービス

(1) 施策内容

絵本と子育て事業（用語24）の継続と内容の充実

ア 絵本と子育て事業は一定の成果を挙げています。今後も継続して、乳児をもつ保護者の方々に絵本を通じて心のふれあいと、いっしょに過ごす時間の楽しさや大切さを伝えていきます。

イ 図書館マップを作成し、絵本と子育て事業の会場に掲示することによって、一目で市内図書館の所在地や開館時間などがわかるようにPRします。

ウ 3・4ヶ月児健診時のほかにも、出産前の講座や3歳児健診など、絵本と子育て事業を拡大、実施できる機会を他課と協議しながら検討していきます。

エ 乳幼児コーナーの充実のために、ブックリスト「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん30冊～」掲載の資料を中心に、良質な赤ちゃん絵本の収集に努めます。また、各館おはなしコーナーなどの乳幼児コーナーの整備に努めます。

行事の充実

ア 乳幼児・幼児対象のおはなし会を各館充実させるように努めます。

また、PR活動の工夫充実を図ります。

イ 乳幼児をもつ保護者に対する働きかけとして、絵本と子育て事業後のフォローアップ講座を企画します。

ブックリストの作成

ア 図書館関係のボランティアに協力いただきながら、「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん 30 冊～」の定期的な改訂を実施し、内容の充実を図ります。

イ 幼児用ブックリストの作成を検討します。

行政機関との連携・協力

ア 児童館・保育所(園)など乳幼児の集まる施設への団体貸出しを活発に行い、搬送ルートを確立します。

イ おはなし会やブックトークなど、読書活動への人材派遣を実施します。

(2) 現状と成果

絵本と子育て事業の継続と内容の充実

ア 乳幼児へのサービスがおとなの利用を促している。アンケートでは絵本の配布が喜ばれ、活用されています。

イ 図書館マップは、おとな用「図書館利用案内」に替えて配布しています。

直接手渡ししながら案内しています。また、各図書館のお話の行事予定表を配布して来館を促しています。

ウ 現状では図書館からの人の手配が困難な状況です。他課との協議はまだ行っていない。

エ 良質な赤ちゃん絵本は複本冊数を多く収集し、乳幼児コーナーの整備を行っています。

行事の充実

ア 各館により乳幼児他のお話会の実施回数が異なっています。PRは、ポスター、チラシ、CTI(図書館電話サービス)(用語 25)、ホームページで行っています。

イ 「絵本と子育て事業文化講演会」を年1回企画し、平成19年度は112人の参加がありました。

ブックリストの作成

ア 「はじめまして～赤ちゃんにおくるえほん 30 冊～」は平成17年度に改定後、次回は平成21年度に改定予定です。

イ 幼児におすすめの絵本リスト「えほんだいすき 3さい～5さい」を平成19年度に作成しました。

行政機関との連携・協力

ア 保育活動の中で図書館訪問をしています。また、児童館、学童クラブなどの団体貸出しが増えています。貸し出し、返却の搬送も行っています。搬送ルートは週1回で確立しています。

イ 児童館との併設館は、実施しています。その他は、随時要請があればいつでも派遣できるよう準備は整えています。

(3) 課題

絵本と子育て事業の継続と内容の充実

ア 絵本と子育て事業の参加者を、図書館利用者にむすびつける工夫が必要です。絵本の効用などを伝える機会を持つことも必要です。

イ 「大人用利用案内」改訂版を手渡すことにより、図書館マップの代替とします。図書館マップと比較して、各人に手渡しができるので、いつでも確認ができる。連絡先や交通機関の利用などマップより詳細な情報が提供できる。などの利点があります。

ウ 3.4ヶ月以上の子どもたちへのサービス拡大については他課との協議をして行うことを検討していきます。

エ 今後も、質の向上をめざして、汚損本の買い替えなどしながらコーナーの整備をしていきます。

行事の充実

ア 各館の実情に即した回数・内容の検討が必要です。PR活動に関しては、ポスター、チラシの配布場所の拡大なども検討します。

イ 内容・回数ともに充実させていくように検討します。

ブックリストの作成

今後も、質の向上をめざして改定していきます。平成21年度に改定の予定です。

行政機関との連携・協力

ア 今後も団体貸出しを中心に継続して実施していきます。

イ 図書館が行っている読書活動支援の情報を広くPRすることに努めます。

施策 - 2 / 小学生へのサービス

(1) 施策内容

学校との連携・協力

ア 司書教諭・学校図書館専門員と連携し、必要な時に必要な資料が必要な冊数、

用意できるよう努めます。

イ 学校図書館・学級文庫への団体貸出しを活発に実施します。

ウ 学校の授業の一環としての、図書館利用を受け入れ内容を充実します。

エ ブックトークや読み聞かせなど、読書活動への人材派遣を実施します。

オ ブックトークや特別展示などで使用したテーマ別リストをファイル化し館内に配備することによって、保護者をはじめとした利用者の読書相談に応じます。

行事の企画・充実

ア 小学生が参加できる行事を、検討し企画します。

イ 一日図書館員の参加人数・回数の増加を検討します。図書館の仕事を体験することにより、図書館に対する理解と関心を高めるように努めます。

行政機関との連携・協力

ア 児童館・学童クラブなどへの団体貸出しを活発に行い、搬送ルートを確立します。

イ 児童館・学童クラブ等職員と連携し、読書活動や図書資料の相談に応じ、情報提供・資料提供・人材派遣を行います。

(2) 現状と成果

学校との連携・協力

ア 搬送方法の改善で、資料は適宜届けられるようになりました。学校の授業の進み具合によっては、複数校に同じ資料の要求が重なり、必要に応じられないときもあります。

イ 搬送方法の改善で、活発になりました。

ウ 図書館の時間（用語 26）、図書館見学を随時受け入れています。

エ 随時要請があればいつでも派遣できる準備は整えています。

オ ブックトークで読書参考資料になるものは、ファイルに蓄積して公開しています。

行事の企画・充実

ア 一日図書館員、蚊帳のなかのおはなし会、人形劇、紙芝居など、各館で独自に企画しています。

イ 職場体験の機会が増加し、中学生の参加が減少している現状があります。

検討の結果、館によっては小学生の参加人数・回数を増加しました。

行政機関との連携・協力

ア 搬送方法の改善で、活発になりました。週 1 回の搬送ルートが確立しました。

イ 現状は、団体貸出しの連携のみとなっていますが、随時要請があれば、いつでも派遣できる準備は整えています。

(3) 課題

学校との連携・協力

ア 計画的な提供方法を行う必要があります。

イ 今後も継続して実施していきます。

ウ スケジュール調整を計画的に行います。

エ 読書活動支援の情報を広くPRすることに努めます。

オ 利用状況は把握できていません。目立つような公開の方法を検討する必要があります。

行事の企画・充実

ア 幼児以上のおはなし会は、読み聞かせボランティアの協力で充実してきました。今後も参加者の拡大に努めます。

イ 担当者や参加者募集についての調整をする必要があります。

行政機関との連携・協力

ア 今後も継続して実施していきます。

イ 児童館・学童クラブとの連絡会があることが望ましいです。ボランティアグループの情報提供をして、各機関への支援をします。

施策 - 3 / 中・高生へのサービス (YAサービス)

(1) 施策内容

学校との連携・協力

ア 司書教諭・学校図書館専門員と連携し、必要な時に必要な資料が必要な冊数、用意できるよう努めます。

イ 学校図書館等への団体貸出しを活発に実施します。

ウ 職場体験の受け入れ体制を充実させ、図書館に対する理解と関心を高めるようなカリキュラムを作成します。

エ ブックトークなど、読書活動への人材派遣を実施します。

情報誌の充実

ア 現在発行しているYA情報誌「CATCH(キャッチ)」(用語27)の発行回数の増加・内容の充実を検討します。

イ 利用者同士のコミュニケーションをはかる「YA i YA i (ヤイヤイ)ペーパー」

(用語 28) の PR 活動をします。

居場所づくり

ア Y A 世代の興味や要求に対応できる蔵書構成をめざし、Y A コーナーの資料を充実させます。

イ 楽しく魅力ある Y A コーナーとなるように、掲示や展示を工夫するように努めます。

学習室の整備

新館建設および既存施設のリニューアルにともない、学習室等の整備を検討します。

(2) 現状と成果

学校との連携・協力

ア 授業関連の資料の提供を実施しています。

イ 全中学校の学校図書館の利用はありますが、学級文庫での利用はありません。

ウ できる限り、要望に沿った受け入れをしています。統一したカリキュラムは検討中です。

エ 随時要請があれば、派遣する準備は整っています。

情報誌の充実

ア 年 3 回発行し、市内中学校にも配布しています。

イ ペーパーでの交流があります。(CATCH)紙面に P R を載せています。

居場所づくり

ア 保谷駅前図書館に新たに Y A コーナーを設置する過程で、全館の充実をはかることを検討しています。

イ 各館でポスターを貼ったり、展示したりして工夫を凝らしています。

学習室の整備

保谷駅前図書館は設置しています。

(3) 課題

学校との連携・協力

ア 授業の進行が複数の学校で重なると資料が不足することがあるので、計画的な貸し出しをする必要があります。

イ 実態を把握したうえで、中学・高校への利用の呼びかけをする必要があります。

ウ 早急にカリキュラムを統一し、成文化する必要があります。

エ ブックトークなど読書支援活動の情報を広くPRする工夫が必要です。

情報誌の充実

ア 利用者の参画を検討するため、平成20年度中にアンケート調査を行い、他市の情報を収集し、その結果を分析します。また、内容、回数の充実も検討します。

イ 他のPR方法も検討中です。

居場所づくり

ア 今後も継続的に検討していきます。

イ さらに、掲示や展示の工夫・努力をしていく必要があります。

学習室の整備

既存館はリニューアル時に検討します。

施策 - 4 / 読書環境の整備

(1) 施策内容

魅力ある書架づくり

ア 子どもたちに読書の楽しさを知ってもらえるような資料の収集につとめ、各年代の子どもたちの要求や希望を満足できる蔵書構成をめざします。

イ 古い資料の買い替え・新刊の購入・除籍などを定期的 to 実施し、常に新鮮味のあるきれいな書架づくりにつとめます。

ウ テーマ別配架や特別展示など配架を工夫することによって、魅力ある書架づくりを目ざします。

人材の育成

ア 図書館は、担当職員として、児童サービス・YAサービスに関して必要とされる専門的知識をもつ司書・職員の配置および研修等による養成に努めます。

イ 担当職員は、児童サービス・YAサービスに関する研修・研究会などに参加し、自己のレベルアップを心がけます。

読書相談・読書情報の提供・実施

ア 子どもたちが自分自身で読みたい資料を探し、また、調べ学習ができるように本の紹介や読書相談を実施します。

イ 子どもの読書活動の推進のため、保護者からの読書相談に対応し、必要な読書情報を提供します。

障がいのある子どもへのサービス

ア 「布の絵本」「さわる絵本」(用語 29)などの資料を、ボランティア協力のもと作成し、整備します。

イ ハンディキャップサービス担当(用語 30)と連携し、児童書の「録音図書」(用語 31)を整備し、貸し出します。

ウ 地域の施設と連携し、団体貸出しや職場体験の受け入れを実施します。

日本語を母語としない子どもへのサービス

多種類の外国語資料を幅広く収集し、日本語以外の資料を必要とする子どもたちへ提供します。

(2) 現状と成果

魅力ある書架づくり

ア 子どもの発達段階に応じた本を収集し、リクエストなどにも答えています。

イ 絶版本、読書研究資料として価値のある一冊は保存し、提供しています。テーマ別展示などを工夫することにより、利用を促しています。

ウ 年中行事、季節ごとのテーマなど館毎に実施しています。

人材の育成

ア 現担当者は、ほとんど10年以上の経験を積んでいるものが従事しています。

イ 館内研修を定例的に月1回行っています。多摩六都、都立多摩図書館などの外部研修にも参加しています。平成19年度はのべ11人が参加しました。

読書相談・読書情報の提供・実施

ア 「宿題のしらべかた」を夏休みに向けて発行しています。また、新刊案内「ドキドキわくわく」を隔月発行にして、情報を早く伝えるようにしました。

イ 読みきかせにふさわしい本の情報相談、子どもの宿題などの質問に対応しています。

障がいのある子どもへのサービス

ア 現在、12冊所蔵しています。

イ 児童書の録音図書は515点所蔵、点字資料は21冊所蔵しています。

ウ 田無第一中学校2クラスの職場体験受け入れを行っています。小学校の特別支援学級の団体貸出しの利用は2校のみです。

日本語を母語としない子どもへのサービス

現在1611冊所蔵しています。

(3) 課題

魅力ある書架づくり

- ア 定期的にアンケート調査を実施する等、直接的に子どもの声を聞く工夫も必要です。
- イ 子どもばかりでなく児童書に関心のある人に対応するためにも価値ある資料の収集と保存に努める必要があります。
- ウ スペースの確保や計画的な工夫・実施が必要です。

人材の育成

- ア 常に研修などによって専門職としてのスキルアップに努めます。
- イ 今後も外部の研修には、積極的に参加し、館内研修も充実させる必要があります。

読書相談・読書情報の提供・実施

- ア 子どもの自主的な読書相談のために児童カウンターの設置が望まれます。
- イ レファレンスに対応できるだけの新しい情報収集が必要です。

障がいのある子どもへのサービス

- ア ボランティアが不足しているので、新たな協力者を募る必要があります。
- イ ハンディキャップサービス担当との話し合いを持つ必要があります。
- ウ 団体貸出し未実施校に関しては、利用を促すPRに努める必要があります。

日本語を母語としない子どもへのサービス

- 英語圏の資料がほとんどなので、アジア圏をはじめ、他言語の収集にも努めます。

施策 - 5 / 地域との連携・協力

(1) 施策内容

資料の提供

団体貸出しを活発に実施し、必要に応じて資料を複本化します。

活動場所の提供

子ども読書活動推進のための、ボランティアが活動するための図書館施設の場を提供します。

人材の提供・育成

- ア 活動のための相談やブックトークなどに、人材派遣を行います。
- イ ボランティア育成のため、研修や研究会、公演会・講演会を企画します。

読書相談・読書情報の提供・実施

子ども読書活動推進のためのボランティアからの読書相談に応じ、必要な読書情報を提供します。

図書館ボランティア（用語 32）との連携・協力

ア 図書館ボランティアと連携・協力し、図書館内外の行事の充実を図ります。

イ 図書館ボランティアの連絡会を作り、交流を図ることを検討します。

ネットワーク支援

子ども読書活動推進計画を実現するために、子どもの読書に関係する市民団体・行政機関のネットワーク作りを支援します。

(2) 現状と成果

資料の提供

内容によって、また出版状況により複本化しました。

活動場所の提供

読書勉強会、子どもに関する活動をしている団体などの支援のために提供しています。

人材の提供・育成

ア 随時要請があればいつでも派遣する準備は整えています。

イ 19 年度育成講座を企画して 15 人が参加しました。

読書相談・読書情報の提供・実施

読書会などで使用する資料は敏速に提供しています。

図書館ボランティアとの連携・協力

ア 現状の図書館ボランティアは、おはなしの会での協力体制をとっています。

イ 中央図書館では、年に 2 回おはなし会協力ボランティア団体に対して実施していますが、他館は、未実施です。

ネットワーク支援

「西東京市小学校保護者による読み聞かせ交流会」が平成 19 年に発足しました。年 1 回の開催予定で、会場確保・当日参加・図書館からの情報提供などの支援を行います。

(3) 課題

資料の提供

今後も内容によって検討していきます。

活動場所の提供

各図書館の施設状況が異なるので、施設案内などを知らせる必要があります。

人材の提供・育成

ア 担当の技量を高める必要があります。

イ 今後も必要に応じて実施します。

読書相談・読書情報の提供・実施

今後も継続実施します。

図書館ボランティアとの連携・協力

ア ボランティアの継続的な育成が必要です。

イ 他館の実施に向けての検討が必要です。

ネットワーク支援

支援体制をさらに整える必要があります。

推進計画後期の取組みについて

1 家庭・地域における後期の取組みについて

基本方針： 家庭・地域における子ども読書活動の課題解決のため、子どもと本をつなぐ、さまざまな地域活動を支援し、その連携に協力します。

施策 - 1 / 情報提供

- (1) 図書館のおはなしボランティアの名称・役割・立場・目的・関係について理念的な基準となるものを作成します。
- (2) 図書館を中心に、市民へ必要に応じて情報を提供します。

施策 - 2 / 連携・協力

図書館で行う団体貸出しにおいて、人気の本や話題の本に集中し、在庫のない状態が多くあります。お互いの情報交換などにより、購入・複本化などを行います。

図書館が行う講演会や講座に企画段階から市民のニーズを反映できるような仕組み・協力体制を持つことが必要です。また、企画の意図に沿った対象に情報が十分届くような働きかけを工夫することも必要です。

施策 - 3 / 子どもの読書に関わる市民団体

「西東京市小学校保護者による読み聞かせ交流会」実施の際の協力については、参加者の方々に好評なので、今後も継続します。このほかにも、市内団体のネットワーク化に対しては支援します。

- (1) 既成のボランティア団体の交流会を企画することが必要です。
- (2) 図書館・学校・保育所（園）・児童館などの施設でのボランティアの要求に応えられるように情報提供等協力します。

施策 - 4 / ボランティアの育成

- (1) 図書館は、ボランティアが長期的・継続的に活動できる場所を計画的に提供できるようにすることが必要です。
- (2) 育成講座後のフォローアップが重要です。ボランティアの自主的な交流を支援したり図書館の理念などを伝える仕組みを作っていく必要があります。

施策 - 5 / 出前講座

- (1) P Rに努めます。
- (2) 講座終了後の反応がほとんど見えないのが課題です。成果について把握に努め講座を受けている団体の代表者らに感想や意見を聞く仕組みを作っていく必要があります。

2 保育所（園）における後期の取組みについて

基本方針： 乳幼児にとって大好きな大人から絵本を読んでもらうということは、あたたかい心の交流とともに情緒の安定があり、大きな喜びです。

保護者にとっても子どもと喜びを共有することで育児の活力や楽しみともなります。そのような機会と場を多く提供し、絵本に親しめる環境を整え、家庭や地域にも働きかけ連携しながら子どもの読書活動を支援します。

施策 - 1 / 読書環境

- (1) 図書館の団体貸出しを有効に利用します。

保育士が絵本の選び方など迷った時は、読み聞かせに入ってくださっている地域ボランティアの人に相談したりしている園もあるので身近なところで相談できるように図書館等とも連携し、環境整備に努めます。

- (2) 絵本の貸し出しについては行なっていない園の課題を解決し、全園で行なっていくようにします。

本の楽しさの体験については、保育参加や保育参観、懇談会等で保護者も読み聞かせを体験できる機会を作るなどの工夫をし、家庭への働きかけをします。

施策 - 2 / 職員研修

年3回行なっている自主研修の充実を図り、他機関と連携しながら講師依頼もします。

施策 - 3 / 広報活動

市報での紹介は難しいが、園だより・地域向けおたより等で園の地域公開行事や図書館・その他子育て支援施設でのおはなし会等乳幼児の読書関連事業の紹介も検討します。

施策 - 4 / 体験

文庫の実態を把握した後、各園の絵本コーナーや地域向けおたより等で文庫の紹介ができるよう検討します。

施策 - 5 / 地域への働きかけ

平成 21 年度には地域子育て支援センター(用語 33)がもう 1 ヶ所立ち上がる予定もあり今後より積極的な啓発活動を行ないます。

子育て支援部の中の施設(母子保健、ピッコロ広場、のどか広場)や公設民営の保育園(田無保育園、みどり保育園)、私立保育園、認証保育園については子育て支援ネットワークが広がりつつある中、この推進計画を伝え、一緒に考えていけるよう働きかけます。

絵本の貸し出しについては行っていない地域子育て支援センターでも貸し出しをできるようにします。

3 児童館・学童クラブ における後期の取組みについて

基本方針： 地域で児童の健全育成を図る子どもたちの活動拠点として、子どもたちが豊かな感性と知性を育めるように、乳幼児期から本と出会って関心を持てるように支援します。

施策 - 1 / 環境整備

- (1) 各児童館ともに絵本の蔵書数も多く、本を読むスペースも確保されており、積極的に絵本の紹介に努めるなどして絵本を読む環境の整備により一層努めます。
- (2) 図書館の団体貸出し制度を活用し、多くの絵本や育児書などを提供するとともに、各児童館でも絵本や育児書などの本の購入に努めます。
- (3) 児童館によって図書館の団体貸出しの利用頻度が異なりますので、利用回数の少ない児童館はより積極的に図書館と連携します。多数の本を提供することによって、本の魅力に接する機会を増やします。
- (4) 絵本の紹介は児童館内で紹介するだけでなく、各児童館が発行している幼児向けのたよりに掲載し、絵本の P R に努めます。
- (5) 児童館では、中高生年代に向けて夜間開館を実施しています。特に中高生年代

の利用を促進するための児童館づくりが求められています。図書スペースも中高生年代により親しみやすい読書スペースとして整備を図ります。

施策 - 2 / 図書室の整備

中高生年代の利用のために、図書館のYAサービスと連携して蔵書内容を検討します。

施策 - 3 / 本の整備と活用

- (1) 本を定期的に整理整頓して、利用者のニーズに応えます。
- (2) 児童館は地域の遊び場でもあるため、遊びの本を数多く紹介し、提供します。子どもたちだけでなく、保護者や地域の団体からの利用の求めにも応じます。遊びの本の内容には各児童館で特色や工夫を活かしていきます。

また、子どもたちの読みたい本に応えるためのリクエストボックスの設置も検討します。

施策 - 4 / 読み聞かせ

- (1) 児童館においては、幼児活動の中で読み聞かせ活動を行い、紙芝居や絵本の世界の楽しさやおもしろさを伝えています。今後は、それだけでなく、幼児活動に参加している保護者に、わが子に絵本の読み聞かせをする楽しさを伝えています。
- (2) 読み聞かせイベントの開催数が、児童館によって異なります。回数の少ない児童館は、より積極的に読み聞かせイベントを企画するように努めます。

施策 - 5 / 人材活用

地域の読み聞かせボランティアと協力して、本の世界の楽しさやおもしろさを子どもたちに伝えます。また、地域の読み聞かせ団体が入っていない児童館については、図書館と連携して地域のボランティアの人材の発掘に努めます。

施策 - 6 / 学童クラブの蔵書の充実

- (1) 子どもが本を読みたい時にいつでも読むことのできる環境を整えるために、図書館と連携して蔵書のより一層の充実を図ります。
- (2) 放課後の生活を支援する学童クラブでは、読書スペースの確保や読み聞かせ活動のより一層の充実に努めます。

4 学校図書館における後期の取組みについて

基本方針： 東京都の子ども読書活動推進計画では「学校においては、子ども一人一人が、読書の楽しさを味わい、調べ学習において目的をもって読書を行うことにより、読書のよさを体験し、生涯にわたって読書をしていけるようにすることが大切である。」としています。

学校図書館は、読書活動により、想像力を広げ、思考力を高め、生涯学習における自己教育力をはぐくむ場所です。児童・生徒が、自由に、楽しく利用できる学校図書館を作り、児童・生徒の読書活動が活発に行われる学校図書館をめざしていきます。

施策— 1 / 図書館の充実

(1) 蔵書数、蔵書内容の充実

学校図書館における蔵書数の充実を図るために小・中学校全校において学校図書館図書標準数の充足を図ります。

蔵書管理システムの活用を図り、学校相互の図書資料の貸借や、市の図書館と連携した団体貸出し等を積極的に活用します。

(2) 施設設備の充実

書架や掲示板を整備したり、机・椅子の配置を工夫したりするなど、児童・生徒が本に親しみ、自由な雰囲気を読書ができる工夫を充実します。

施策— 2 / 読書指導の充実

(1) 計画的な読書指導の推進

学校図書館年間指導計画により、各教科・領域の学習との関連を図るとともに、学校図書館の活用に対する教職員の意識を向上させます。また、全校による読書活動等の取り組みを推進します。

(2) 組織的な読書指導の推進

司書教諭と学校図書館専門員及び学校図書館担当教員の連携を図り、組織的な読書指導を行います。また、学校図書館専門員の活用を図るために、小・中学校の違い等に基づいた配置の適正化についても検討していきます。

(3) 研修の充実

学校図書館専門員と司書教諭を対象とした研修会を充実させます。特に、中学校

教育研究会に図書館部会がないことを踏まえ、実施する研修会は学校図書館担当教員も参加対象として、学校全体で読書活動を推進している先進校の実践事例や、読書指導の技術について学ぶ機会とします。

施策— 3 / 図書館利用の充実

(1) 子どもの実態に基づいた学校図書館の充実

小学校高学年及び中学生を対象とした調査により読書活動の実態を把握するとともに、市の図書館との情報交換を充実させ、児童・生徒の興味・関心に基づいた図書の選定や図書館の環境整備に反映させます。

(2) 地域や保護者との連携

読み聞かせ等のボランティアを保護者や地域の方に広く求め、積極的に外部の人材を活用します。

施策— 4 / 家庭への啓発

学校図書館からの発信

児童・生徒の読書の実態や、学校図書館の取り組みについて「図書館だより」や学校のホームページを活用して広報するとともに、家庭での読書を呼びかけるなどの啓発活動を充実させます。

5 図書館における後期の取り組みについて

基本方針

1 ゆりかごからヤングアダルト（YA）まで

図書館は、0歳から18歳の子どもとその保護者も含めた利用者の多様な要求や希望にそった読書環境の整備をします。

2 子どもの読書活動推進の拠点としての図書館

図書館は、読書活動推進の拠点として、保護者・学校・地域・行政機関と連携し、子どもたちにとってよりよい読書環境ができるように努力します。

3 資料収集

「生きる力」をはぐくむための読書環境を整えるために、西東京市図書館資料収集基準に基づき、児童書・YA資料の収集と充実を目指します。

4 「待つ」図書館から「行く」図書館へ

図書館職員は、利用者を「待つ」だけではなく、読書活動の場へでかけて「行く」ことによって、その推進をはかり、同時に図書館のPR活動も実施します。

施策 - 1 / 乳幼児へのサービス

(1) 絵本と子育て事業の継続と内容の充実

乳児を持つ保護者に絵本を通じて心のふれあいと、一緒に過ごす時間の楽しさや大切さを伝えていきます。また、良質な赤ちゃん絵本の収集に努め、乳幼児コーナーの充実を図ります。

(2) 行事の充実

各館の乳幼児・幼児対象のおはなし会の充実を図り、PR活動に努めます。

(3) 行政機関との連携・協力

乳幼児へのサービス拡大については他課との協議をして検討します。

施策 - 2 / 小学生へのサービス

(1) 学校との連携・協力

団体貸出しを中心に、調べ学習に対応できる資料の充実と、計画的な協力体制を整えます。

読書活動支援の情報を広くPRすることに努めます。

(2) 行事の企画・充実

おはなしボランティアの協力体制を充実させるとともに、参加者の拡大に努めます。図書館の理解と関心を高められるような企画を検討します。

(3) 行政機関との連携・協力

学校以外の児童館、学童クラブなどとの連携を深め、各機関への支援をしていきます。

施策 - 3 / 中・高生へのサービス（YAサービス）

(1) 学校との連携・協力

団体貸出しを中心に、調べ学習に対応できる資料の充実と、計画的な協力体制を整えます。

読書活動支援の情報を広くPRすることに努めます。

(2) 情報誌の充実

利用者の参画を検討し、Y A 世代のニーズに合った情報誌の充実を図ります。

(3) 居場所づくりの充実

掲示や展示の工夫に努めます。

施策 - 4 / 読書環境の整備

(1) 魅力ある書架づくり

児童書、Y A 資料の利用は子どもばかりでなく、読書活動に関わる成人利用者のためにも価値ある資料の収集と保存に努めます。

障がい者や、日本語を母語としない子どもたちへの資料の提供に努めるための調査研究を行います。

(2) 人材の育成

児童サービス担当の専門性が発揮できるように館内・館外研修の時間を確保します。

(3) 読書相談・読書情報の提供・実施

「宿題のしらべかた」、「ドキドキわくわく新しい本」、「テーマ別リスト」などの印刷物の充実を図ります。

市民が主催する読書会などへの情報提供の充実を図ります。

(4) P R 活動

子ども用ホームページが子どもにとって楽しく役に立つものになるよう充実させるように、検討します。

まだ図書館と連携のない他の施設、機関等への働きかけをします。

施策 - 5 / 地域との連携・協力

(1) 資料の提供

団体貸出しを活発にしていきます。

(2) 人材の提供・育成

児童サービス担当のスキルアップに努めます。

ボランティア育成のため、研修や研究会を実施します。

(3) ネットワーク支援

子ども読書活動推進計画を実現するために、子どもの読書に関する市民団体・行政機関のネットワーク作りを支援します。

第 2 期推進計画の策定に向けて

1 策定の根拠

平成 13 年 12 月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し公表すること、地方自治体であっても「子どもの読書活動推進に関する施策についての計画」を策定し公表することが求められました。

本市では平成 18 年 3 月に「西東京市子ども読書活動推進計画」を策定し公表するとともに、計画に盛り込まれた施策の実施を図ってきました。この計画は平成 22 年度までの 5 年間とされていますので、今後第 2 期の推進計画を策定し、さらに豊かな子どもの読書環境の実現に努める必要があります。

2 策定にあたっての視点

(1) 国の状況

我が国における文字・活字文化の振興をはかり、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的に、平成 17 年「文字・活字文化振興法」が成立しました。平成 18 年には「教育基本法」が改正されました。引き続き平成 19 年には「学校教育法」の改正、平成 20 年には「社会教育法」「図書館法」の改正が行われ、子どもの読書活動に関連する法律改正が行われました。

国は平成 14 年に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が 5 年を経過したことから、平成 20 年 3 月に第二次の基本計画を閣議決定し、国会に報告するとともに国民に公表しました。

第二次基本計画では、第一次基本計画における取組・成果及び課題に言及しています。課題については以下の 4 点を指摘しています。

子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における格差が生じていること。今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題であること。

読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著であること。

学校図書館資料の整備が不十分であること。

子どもたちの読解力が低下傾向にあること。

これらのことは、本市における子どもの読書状況とも比較し、第 2 期推進計画

において検討される課題と言えます。

(2) 東京都の状況

東京都は、平成 15 年 3 月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、学校、地域での子どもの読書活動推進に関する事業を実施してきました。計画策定後、5 年を経過したことから平成 20 年当初に策定委員会を設置し検討を進めてきました。同年 8 月に「第二次東京都子供読書活動推進計画(案)」を発表し、パブリックコメントの募集を実施しています。都の推進計画(案)では次の 4 点を課題として指摘しています。

地域間で子どもの読書活動の推進状況に差があること。

子どもと本を結ぶ人材の育成のニーズが高くなっていること。

司書教諭等を中心とした読書活動をさらに推進していく必要があること。

都内の子どもの読書活動に関する情報の集約及び提供が不十分であること。

また、多摩地域市部においては 80.7%が計画を策定済みであることも明らかになりました。今後東京都及び各市の状況も十分に把握して第 2 期計画を検討する必要があります。

(3) 西東京市の状況

西東京市では、前述のとおり国・東京都の計画を受けて、平成 18 年 3 月に「西東京市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進に関する事業を家庭・地域、保育所(園)、児童館・学童クラブ、学校図書館、図書館などで実施してきました。

計画策定後、2 年が経過した平成 19 年度に計画の進ちょく状況を確認し、今後の西東京市における子どもの読書活動の推進に関する事業への取組について検討するため、西東京市子ども読書活動推進計画検討庁内委員会を設置し、報告書を作成しました。そして、平成 20 年度当初に市民参加の西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会を設置し、前年に庁内委員会が作成した報告書をもとに検討を進めてきました。

第 2 期計画を策定するにあたって、第 1 期計画の「子どもが自主的に読書に向かうことができるように配慮しながら、誰もがいつでも必要な本に手の届く環境を整備し、子どもたちが上記のような力を身に付け、「生きる力」をはぐくむこと」という目的を踏襲して検討することが大切です。

3 第2期計画の策定にあたっての留意点

- (1) 第1期計画策定時以降、策定された、または改定された計画との整合性をはかる必要があります。
- (2) 子ども読書活動推進のための取り組み状況がわかりやすく示されることと、その評価を明確にすることが重要です。
- (3) (2)の実現のため、第2期計画策定時には、それに基づく実施計画を策定し、施策番号を付し、可能なものには年次ごとの達成目標を示す表記を望みます。
- (4) 子どもの読書活動推進のための大きな環境のひとつとして、大人への啓発活動をいかに実施するか、他の自治体の例等研究して検討します。
- (5) 「学校図書館における」という表記を「学校における」に改め、「学校教育と読書」の問題を明確にします。
- (6) 計画そのものの周知のため、また市内施設との連携の意味で大学と連携しての記念パネルディスカッションの実施を提案します。
- (7) 子ども読書活動の推進が成人後の読書活動につながることを願い、「図書館利用教育」という項目を追加することを提案します。
- (8) 子ども読書活動に関わる全体構成図の見直しが望まれます。

資 料

- 1 用語の解説
- 2 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会委員名簿
- 3 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会設置要綱
- 4 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会審議経過

資料 1 用語の解説

1 学童クラブ (p 2)

小学校等に就学しているおおむね 10 歳未満の児童が、保護者の就労や疾病等により昼間家庭にいない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、適切な遊びや指導をおこなうことで、心身の健全な育成を図ることを目的としている。

2 西東京市教育計画 (教育プラン 21) (p 3)

西東京市の教育行政の最上位計画であり、学校教育の分野と生涯学習の分野における、基本的な施策を体系的にまとめ、教育全体のレベルアップや活力ある西東京市の教育を築くことを目的として策定された計画。計画の期間は平成 17 年度から 5 年間。

3 西東京市生涯学習推進計画 (p 3)

市総合計画に位置付けられた「生涯学習社会の形成」に向けての展望 (ビジョン) を示し、そのための具体的施策を総合的に体系化し、行政が一体になって事業を推進するための指針とする計画。計画の期間は、平成 16 年度から 5 年間。

4 西東京市子育て支援計画 (西東京市子育て・子育てワイワイプラン) (p 3)

西東京市在住の 0 ～ 18 歳の子ども及び子どもに関わる市民を対象とし、「子どもの権利の実現」「すべての子どもと親への支援」「男女共同の子育て」「循環型の子育て」の 4 つを基本理念として策定された計画。計画の期間は、平成 16 年度から 10 年間。

5 素ばなし (p 4)

子どもたちに、昔話や童話などを語りかけること。人形や絵という手がかり無しに子どもたちは自由に想像しながら、物語を楽しむ。

6 調べ学習 (p 4)

各教科、総合的な学習の時間の中で、子どもたちが主体的に課題解決を図ろうと

する学習。例えば、「自分で課題を見つけ→解決法を考え→資料を選び→まとめ方を工夫する」という学習過程で行う。

7 団体貸出し（p5）

図書館が市内の学校や公共施設・サークル・事務所などの団体・グループに資料を多く、長い期間、特別貸出すること。

8 学校図書館（p5）

昭和 28 年（1953 年）に制定された学校図書館法（最新改正平成 15 年）に基づいて設置された、小・中・高等学校（盲・聾・養護学校を含む）において、図書・視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、保存し、児童生徒および教員の利用を促し、教育活動に寄与し、児童生徒の健全な教養の育成を目的として設けられた学校の設備。小中学校では、「図書室」と呼ばれている。

9 司書教諭（p5）

昭和 28 年（1953 年）に制定された学校図書館法の「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため司書教諭を置かねばならない」（第 5 条 1 項）という規定に基づいて設けられた役職。平成 9 年（1997 年）の改正により、平成 15 年（2003 年）より全国の 12 学級以上の小・中・高等学校に司書教諭が配置されることとなった。学校図書館運営のコーディネーターとして、読書指導推進と情報教育推進の役割を担う。

10 学校図書館専門員（p5）

西東京市が独自に採用して、学校図書館に配置した司書・司書教諭の資格をもつ嘱託の職員のこと。司書教諭とともに、学校図書館の整備・利用指導などの運営に携わる。平成 5 年（1993 年）旧保谷市から始まり、現在、全市の 2 校に 1 名配置されている。

11 子ども文庫（p5）

児童書に興味をもち、子どもの読書活動の整備を願う有志者が、子どもと本を結びつけるために、本を用意して、貸し出しや行事などの活動を行う。個人が自宅を開放して行う家庭文庫と地域の集会所などを利用して行う地域文庫がある。

12 学校での読み聞かせグループ（p5）

主に小学校の教室で、朝学習時、放課後等に絵本の読み聞かせを行う市民ボランティアグループ。

13 西東京市小学校保護者による読み聞かせ交流会（p8）

「西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、「小学校での保護者による読み聞かせ」の現状把握と向上を目的として行われる交流会。市立図書館の協力の下、平成18年から年1回実施され、読み聞かせの実演や情報交換・図書館からの情報提供などの内容となっている。

14 ブックトーク（p9）

資料を紹介するひとつの方法。あるテーマを設定して、そのテーマに沿った資料を収集し、資料のあらすじ紹介や、一節を朗読するなどして、内容紹介を行う方法。児童サービス担当職員が、児童・生徒や市内の子どもの本の研究サークルなどに対して実施している。

15 基幹型保育園（p12）

「地域子育て支援センター」を併設し、在宅乳幼児を含めた、地域における子育て支援業務をおこなう保育園。地域の子育て関係施設・機関と連携し、それぞれが持つ特性を活かしたネットワーク作りの中核的役割を担う。

具体的事業としては、通常保育業務のほか子育て相談や子育てサークル育成支援、ネットワーク会議の開催、子育て支援講座の開催などがある。

16 おはなし会（p15）

子ども向けに実施する行事のひとつ。子どもたちに絵本の読み聞かせ・素ばなし・手遊び・わらべうた・簡単な工作などをおこなう。西東京市図書館では、館によって実施日時や回数・内容が異なる。

17 蔵書管理システム（p17）

TRCMARCという書誌情報を使用するシステム「LB@SCHOOL」を導入し、市内全校の図書室の蔵書を入力・管理している。

このシステムは、教育情報センターと市内全校がネットワークで結ばれ、自校の

みならず市内全校の図書資料を検索し、学校間貸借もできる。蔵書はデータベース化され、バーコードにより登録しており、貸し出し・返却は簡便。書誌の新規登録、除籍、蔵書点検、相互貸借、各種統計資料の作成、発注もこのシステムで行われている。

18 学校図書館図書基準数（p17）

公立の義務教育諸学校において学校図書館の整備を図る際の目標として、文部科学省が平成5年3月に設定した蔵書冊数。小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校別に、学級数から蔵書冊数を割り出すようになっている。

19 学校選択制（p18）

平成15年度に導入した、小・中学校の新1年生について、保護者や児童・生徒が指定された学校以外に希望する学校を選ぶことができる制度。学校選択が円滑に行えるよう、各学校は、学校説明会やホームページ等を利用し、学校の教育目標、教育方針、学校の特色等の情報提供を行っている。

20 特別活動（p19）

教科・道徳・総合的な学習の時間（用語21）以外で、集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方、生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う活動。学級活動、児童会生徒会活動、学校行事。

21 総合的な学習の時間（p19）

教科の枠や領域を越え、横断的・総合的に学習活動を行う時間。平成10年（1998年）に告示された新指導要領に取り入れられた。小学校から高等学校の教育課程には平成12年（2000年）から順次設けられ、平成14年（2002年）からは、完全実施された。

22 レファレンス（p20）

参照、参考、情報検索のことを言う。レファレンス・ブックとは、辞書、事典などの参考図書のこと。レファレンス・サービスとは、図書館で利用者の調査・研究の援助をすること。

23 西東京市図書館資料収集基準（p25）

平成 13 年に策定された、西東京市図書館で資料を収集する際の指針となる基準。
第一（資料収集基本方針）第二（資料別、対象別収集方針）からなる。

24 「絵本と子育て事業」(ブックスタート)(p25)

絵本を通じて親子の触れ合いの大切さを知ってもらうために実施する事業。平成 4 年（1992 年）にイギリスで始まり、日本では平成 12 年（2000 年）に杉並区で試験的に実施されたのが最初となる。西東京市では、平成 15 年（2003 年）6 月から 3・4 ヶ月乳児検診時に実施され、事業の説明や図書館案内、読み聞かせ講師による絵本の読み聞かせの実演などがある。参加者には、絵本・小冊子「はじめまして～赤ちゃんにおくる 30 冊～」(図書館児童サービス担当者が選定した 0 歳～3 歳対象のおすすめ絵本リスト)・図書館利用案内などのはいったオリジナルバッグがプレゼントされる。

25 C T I（p26）

図書館電話サービスのことを言う。各種情報を自動音声・FAX で取り出せる。
24 時間・年中無休で受け付けている。

26 図書館の時間（p28）

市内の保育園・幼稚園・小学校など、園児、児童が直接図書館に来館し、図書館員が利用の仕方などの話をしたり、読みきかせをしたりする。児童の登録、貸し出しなどをすることもある。

27 「CATCH（キャッチ）」(p29)

A5 版 8 ページ、年 3 回発行の西東京市図書館 YA 情報誌。「YA i YA i（ヤイヤイ）ペーパー」を紹介する「YA i YA i ひろば」や図書館員がおすすめする本のコーナー、新刊紹介などが掲載されている。

28 「YA i YA i（ヤイヤイ）ペーパー」(p30)

YA 世代の図書館利用者に対する、情報交換のための A4 版の用紙。ファイルに閉じて自由に見ることができる。絵やおすすめの本、自分の悩み・思いなどが自由に書かれ、それを読んだ感想や意見などが追加され、交流の場となっている。

29 「布の絵本」「さわる絵本」(p 32)

「布の絵本」は、布にアップリケをぬいつけたり、スナップやファスナーでくっつけたり、はがしたりできるようにした絵本。読むだけでなく、触っても楽しめるので、障がいのある子どもはもちろん、すべての子どもが楽しめる。

「さわる絵本」は、布や毛皮・ビニールなどの材料を使って、実際の絵本の絵のかたちを切り抜き、貼り付けた絵本。触ることで、絵のかたちがわかり、絵本を楽しめるようになっている。主に視覚障がいの子どもの利用するため文には、点字が補記してあるものが多い。

西東京市ではボランティアの方の協力により、作成されている。

30 ハンディキャップサービス担当 (p 32)

通常に書かれた文字や印刷物を読むことが困難な方や、様々な障がいによって図書館を利用できない方への各種サービスを担当する職員。

31 「録音図書」(p 32)

通常に書かれた文字や印刷物を読むことが困難な方のために、図書を著作権者の協力によって、音訳・録音・校正したテープ資料。西東京市では、主に図書館に登録した音訳者が作成している。

32 図書館ボランティア (p 34)

ここでは、図書館業務のなかで、子どもの読書活動に関わるボランティアをさす。西東京市では、おはなし会などの行事の参加が主となっている。

33 地域子育て支援センター (p 38)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行なうことを目的とする施設。

資料2 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会委員名簿

西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会委員名簿

任期：平成20年8月1日から報告の日まで

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	松尾 昇治（まつお しょうじ）	実践女子短期大学
図書館協議会	○服部 雅子（はっとりまさこ）	図書館協議会推薦
市民団体代表	横井 道子（よこい みちこ）	ぞうさん文庫推薦
	三宅 明美（みやけ あけみ）	ひばり北よむよむ推薦
市民公募	鈴木 綾 （すずき あや）	
	倉内 正美（くらうち まさみ）	
職 員	中山 友紀子 （なかやま ゆきこ）	子育て支援部保育課に所属する 保育士 けやき保育園 副園長
	宮崎 孝子 （みやざき たかこ）	子育て支援部児童青少年課に所 属する西東京市立児童館の職員 新町児童館 館長
	宮城 洋之（みやぎ ひろゆき）	教育部教育指導課指導主事
	堀 加奈子（ほり かなこ）	西東京市立学校に所属する 司書教諭 ひばりが丘中学校
	中村 順子 （なかむら じゅんこ）	西東京市立学校図書館専門員 保谷小学校・保谷第一小学校
	千代原 真智子 （ちよはら まちこ）	教育部図書館に所属する職員 西東京市柳沢図書館 児童サービス担当主査

= 座長 ○ = 副座長

資料3 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会設置要綱

西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）に基づき、読書活動推進計画の進ちょく状況を確認し、今後の西東京市における子どもの読書活動の推進に関する事業（以下「事業」という。）への取組について検討するため、西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会は、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼を受け、読書活動推進計画の進ちょく状況を確認するとともに今後の事業への取組について検討し、その結果を教育長に報告する。

第3 委員

懇談会の委員は、次に掲げる者12人以内で構成する。

(1) 学識経験者	1人
(2) 西東京市図書館協議会の代表者	1人
(3) 子どもの読書に関する活動を行う市民団体の代表者	2人以内
(4) 公募による市民	2人以内
(5) 子育て支援部保育課に所属する保育士	1人
(6) 子育て支援部児童青少年課に所属する西東京市立児童館の職員	1人
(7) 教育部教育指導課指導主事	1人
(8) 西東京市立学校に所属する司書教諭	1人
(9) 西東京市立学校図書館専門員	1人
(10) 教育部図書館に所属する職員	1人

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する教育長の依頼を受けた日から第2に規定する報告を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 謝礼

懇談会の委員のうち、学識経験者、子どもの読書に関する活動を行う市民団体の代表者及び公募による市民の委員等が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

第8 庶務

懇談会に関する庶務は、教育部図書館において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

資料4 西東京市子ども読書活動推進計画検討懇談会審議経過

- 平成20年8月19日
(第1回)
- ・委員紹介
 - ・座長および副座長選出
 - ・事業説明
 - ・「西東京市子ども読書活動推進計画検討委員会報告書」
各機関の課題・改善点について説明
- 平成20年10月7日
(第2回)
- ・委員自己紹介
 - ・【素案】「西東京市子ども読書活動推進計画2年間の成果と
課題 第2期推進計画の策定に向けて(報告書)」
「地域・家庭」「保育所(園)」「児童館・学童クラブ」についての検討
- 平成20年11月11日
(第3回)
- ・【素案】「西東京市子ども読書活動推進計画2年間の成果と
課題 第2期推進計画の策定に向けて(報告書)」
「学校図書館」「図書館」についての検討
「推進計画後期の取り組みについて」今後の計画
「第2期推進計画の策定に向けて」今後の計画
- 平成21年1月20日
(第4回)
- ・【素案】「西東京市子ども読書活動推進計画2年間の成果と
課題 第2期推進計画の策定に向けて(報告書)」
「推進計画後期の取り組みについて(素案)」について
「第2期推進計画の策定に向けて(素案)」についての
検討
 - ・「用語の解説」について提案
 - ・「はじめに」の作成について提案
- 平成21年2月17日
(第5回)
- ・【素案】「西東京市子ども読書活動推進計画2年間の成果と
課題 第2期推進計画の策定に向けて(報告書)」
全体のまとめ

西東京市子ども読書活動推進計画
2年間の成果と課題
- 第2期推進計画の策定に向けて -
報告書

平成 21 年 3 月

発行：西東京市教育委員会

編集：西東京市中央図書館

〒188-0012 東京都西東京市南町五丁目 6 番 11 号

042-465-0823



西東京市
子ども読書活動推進計画
2年間の成果と課題
- 第2期推進計画の策定に向けて -
報告書